

○特別要件施設

化管法の届出該当事業者の取扱量等に関する要件のうち、第1種指定化学物質の年間取扱量に係らないものです。化管法のみ要件であり、環境保全条例では定められていません。

表5 特別要件施設

	要 件
1	金属、原油又は天然ガス鉱業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第8条第1項に規定する建設物、工作物、その他の施設を設置していること。
2	下水道業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
3	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
4	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設を設置していること。